

第 7 次小樽市総合計画の概要について

1 計画期間

令和元年度に策定しており、令和 10 年度までの 10 年間を期間とする

2 計画の趣旨

(1) 関係条例における位置付け

● 「小樽市自治基本条例」における主な規定の趣旨

- ・市は、将来的な展望に立ち、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画を策定する（第 20 条第 1 項）

● 「小樽市総合的な計画の策定等に関する条例」における主な規定の趣旨

- ・総合計画は本市の最上位の計画であり、市政に関する計画策定等に当たっては、総合計画との整合性を図る（第 2 条）

(2) 現行計画の策定に際しての位置付け

- ・市民、議会、市がまちづくりの方向性を共有し、効果的・効率的な市政運営を行うための将来的な展望に立った総合的な指針として策定する

3 計画の構成

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の二層により構成される

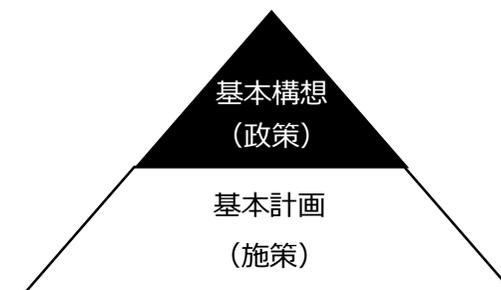
● 基本構想

- ・総合的かつ計画的な市政運営を図るため、目指す将来都市像を示し、その実現のための基本的方向を体系的に明らかにしたもの

● 基本計画

- ・基本構想を実現するため、市政全般にわたって、各施策の基本的な方針を示したもの
- ・各施策における具体的な取組や指標を設定

構想と計画の二層構造



4 基本構想及び基本計画の概要

基本構想の体系と基本計画における主な記載事項、対応関係は次のとおり

